

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月6日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第61号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(優先的な入居者の決定)</p> <p>第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 新潟県内に所在する応急仮設住宅に居住しており、かつ、平成23年3月11日において福島県の区域（平成27年6月15日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づき原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に設定されていた区域を除く。）に居住していた者</u></p> <p><u>(13) 前号に掲げる者のほか、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害により本県に避難している者が知事が特に必要と認めるもの</u></p> | <p>(優先的な入居者の決定)</p> <p>第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> |
| <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 第6条第12号及び第13号の規定は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。</u></p> | <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> |
| <p>別記</p> <p>第1号様式（第3条関係）</p> <p>県営住宅入居申込書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> | <p>別記</p> <p>第1号様式（第3条関係）</p> <p>県営住宅入居申込書</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> |

| | | | | | |
|----------|-----------------------------|----------------------------|--|--|--|
| 優先入居該当事項 | (略) | | | | |
| | 13 東日本大震災 福島県対象地域 居住者 | 14 東日本大震災 その他の地域 居住者 | | | |
| (略) | (略) | | | | |
| (略) | | | | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。